

令和7年6月補正による医療的ケア児・者への支援の拡充

1. 在宅の医療的ケア児・者を取り巻く環境

医療的ケア児・者を取り巻く環境と課題を把握するために行った関係病院との意見交換や訪問調査等によると、常に目を離すことができない重度の医療的ケア児・者を日常的に介護する家族は、まとまった休息が取れないなど、過酷な環境に置かれている。

※ 在宅の医療的ケア児者に関する調査結果については、【参考1】を参照

2. レスパイトを目的とする事業

(1) 医療的ケア児在宅レスパイト事業 【6月補正で拡充】

【事業内容】

訪問看護師が家族に代わってケアを行う事業

【対象】

訪問看護を利用している在宅の医療的ケア児及びその家族

【利用上限】

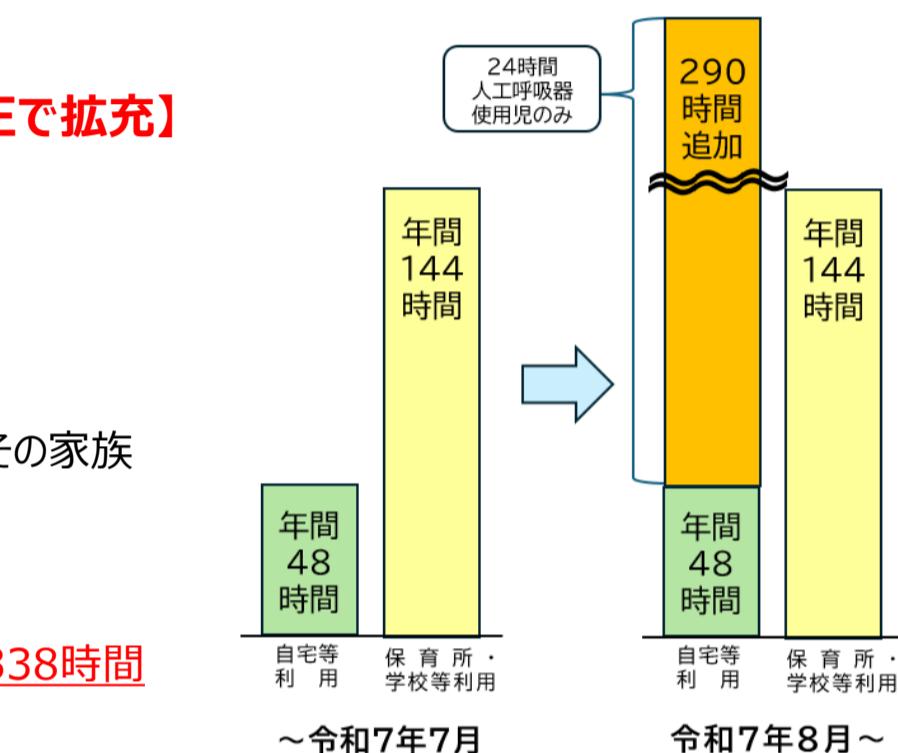
医療的ケア児 1人につき年間48時間

※24時間人工呼吸器を使用する医療的ケア児は338時間

【利用実績】 R6：157人

○24時間人工呼吸器使用児の利用状況
利用者数：14人

利用時間	人数	割合 (利用者)	割合 (全体)
40H以上	5人	36%	28%
30～39H	2人	14%	11%
20～29H	2人	14%	11%
1～19H	5人	36%	28%
利用なし	4人		22%



○24時間人工呼吸器使用児以外の利用状況
利用者数：143人

利用時間	人数	割合 (利用者)	割合 (全体)
40H以上	18人	13%	9%
30～39H	17人	12%	8%
20～29H	21人	15%	10%
1～19H	87人	60%	42%
利用なし	65人		31%

【課題】

訪問看護事業所の供給体制の整備

(18歳以降) 訪問型在宅レスパイト事業 【6月補正で拡充】

① 上限時間の拡大

従前：年間48時間

改正後：24時間人工呼吸器を使用する医療的ケア者は年間338時間

② 対象者の拡大

従前：人工呼吸器管理又は気管切開部の処置が必要な者に限定

改正後：他の医療的ケア者にも対象を拡大（令和7年8月1日から）。

【事業内容】

在宅で障がい児・者を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合に、病院で日常生活上の支援を行うもの。

泊り対応可（市内8病院を指定）と日中預かりのみ（市内4病院を指定）がある。

【対象】

医療的ケア児・者（判定スコア16点以上）、重症心身障がい児・者、遷延性意識障がい児・者等

【利用上限】

R6年度：実利用児・者215人、延べ利用件数9,911件 14日／月（やむを得ない事情がある場合、30日／月）

【利用実績】**【課題】**

- ・重度の医療的ケア児を泊りで受け入れ可能な病院が市内に2か所と少ない。
- ・利用したいとき（特に急病等の緊急時）に利用できないとの意見が聞かれるが、空床を利用するため、大幅な定員増は厳しい状況にある。

3. 相談支援体制の強化【6月補正で拡充】

【事業内容】

相談支援員を配置し、アウトリーチ型の相談支援を行いながら、伴走的な支援体制の構築を進める。

【対象】

- ・NICUから退院する重度の医療的ケア児とその家族
- ・特に支援が必要な、在宅の重度の医療的ケア児とその家族

4. 今後の方向性

- ・令和7年8月より、医療的ケア児在宅レスパイト事業において、24時間人工呼吸器を使用している医療的ケア児の支援について上限時間数を試行的に拡充しており、利用状況を把握していく。
- ・対象者の拡大などについては、今年度の試行状況、当事者の家族や支援事業者、学識経験者で構成する協議会の意見、国の動向等も踏まえ、引き続き検討する。
- ・相談体制については、医療と福祉の連携について課題を整理し、伴走的な支援体制を構築していく。

【参考1】在宅の医療的ケア児者に関する調査結果（概要）

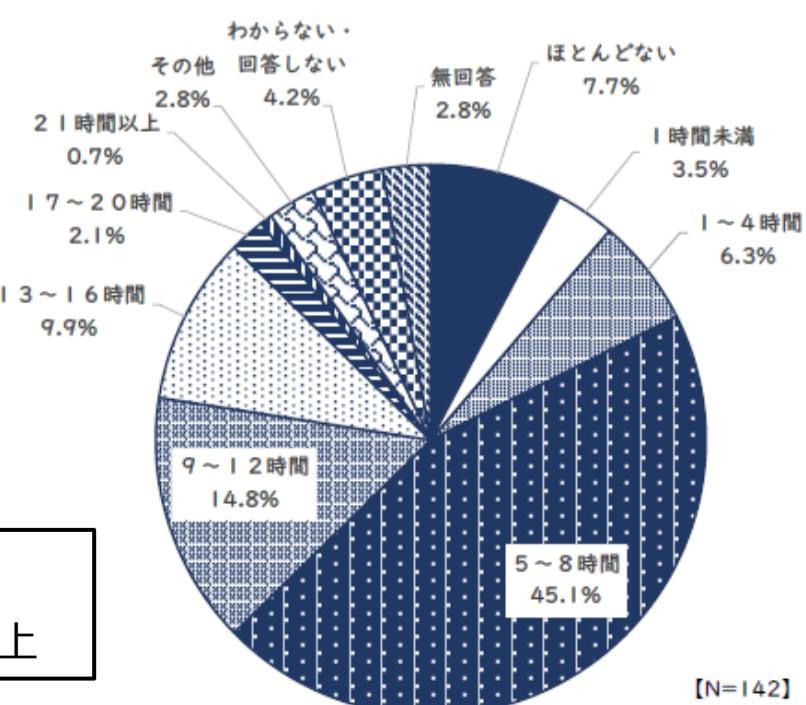
(1)在宅の医療的ケア児者に関する調査の実施

- ・目的 市内に居住する在宅の医療的ケア児者とその家族の生活の状況等や支援ニーズの把握
- ・調査基準日 令和6年10月1日
- ・調査期間 令和7年1月27日～2月28日
- ・調査方法 訪問看護事業所78か所、医療機関239か所へ郵送配付し、対象者へ調査票を配布
- ・回収状況 143人（児：100人、者：43人）

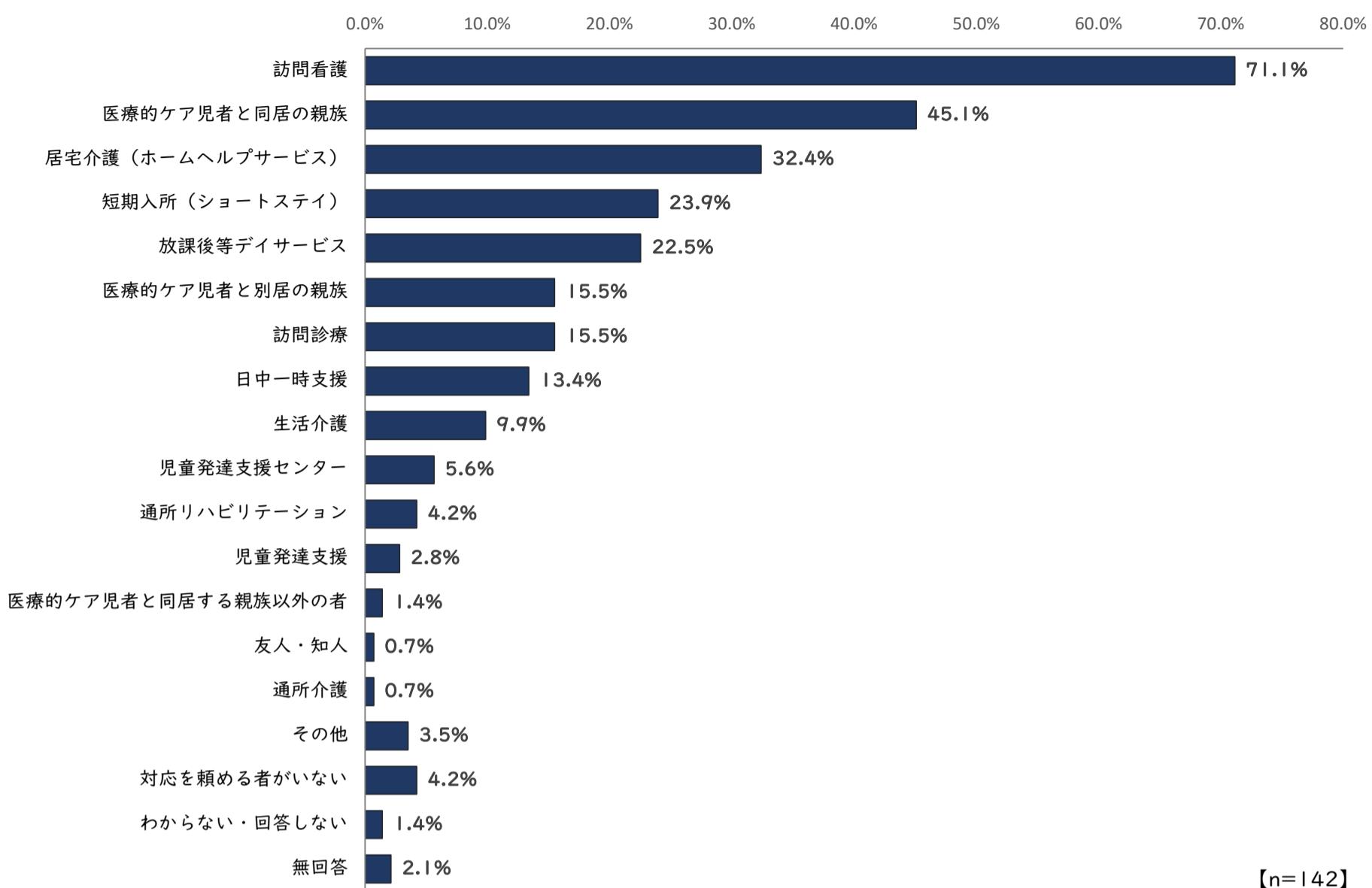
(2)主な回答内容

問 主に介護を行っている方について、
1日の間に医療的ケアを含む介護
から離れられる平均時間について、
睡眠時間を含めて教えてください。

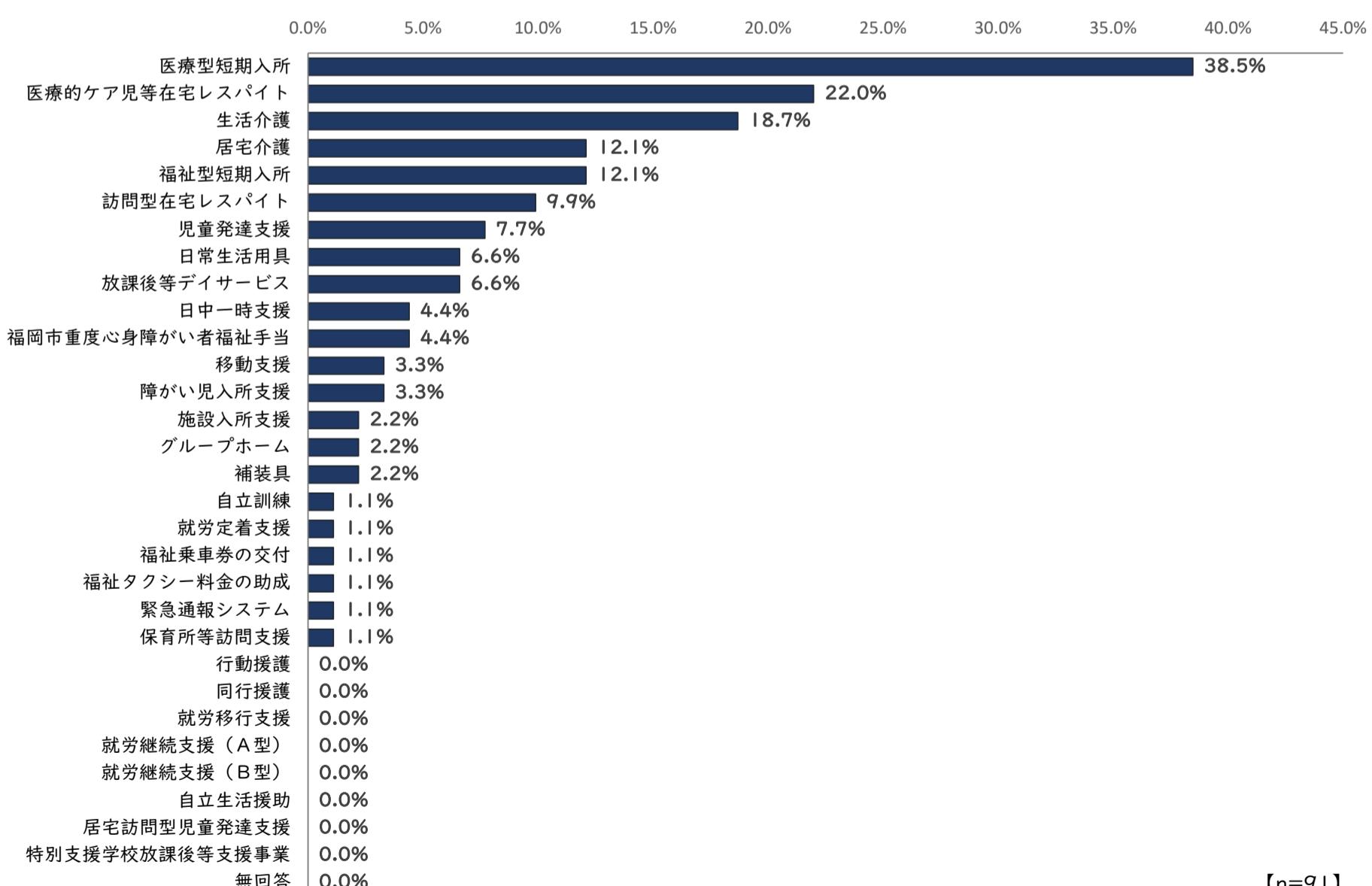
1日の介護時間
約6割が16時間以上



問 主に介護を行っている方による医療的ケア児者の対応が困難な場合、対応を頼める方などはいますか。



問 サービスの量が不足していたり、利用対象・範囲の拡大などを図るべきだと思うサービス・事業を教えてください。



医療的ケア及び医療的ケアスコアについて

【参考2】医療的ケアの判定スコア

医療的ケア(診療の補助行為)		見守りスコアの基準(目安)			
基本スコア	見守りスコア	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合	見守り低い場合(0点)
日中	夜間	基本 スコア	高 中 低		
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸込法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 (注)人工呼吸器及び括弧内の装置等の装置等に該当する場合にカウントする。	□ 10点	□ □ □	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
2 気管切開の管理 (注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り〇点+気管切開8点)	□ 8点	□	□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理	□ 5点	□	□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
4 酸素療法	□ 8点	□	□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	□ 8点	□	□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
6 ネプライザーの管理	□ 3点				
7 経管栄養 (1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 (2) 持続経管注入ポンプ使用	□ 8点	□	□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
	□ 3点	□	□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
8 中心静脈カテーテールの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	□ 8点	□	□	自発運動等により中心静脈カテーテールを抜去する可能性がある場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
9 皮下注射 (注)いずれか一つを選択 (1) 皮下注射(インスリン、麻薬など) (2) 持続皮下注射ポンプ使用	□ 5点	□	□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
	□ 3点	□	□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) (注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	□ 3点	□	□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
11 繼続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	□ 8点	□	□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
12 導尿 (注)いずれか一つを選択 (1) 利用時間中の間欠的導尿 (2) 持続的導尿(尿道留置カテーテール、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	□ 5点				
	□ 3点	□	□	自発運動等により透析カテーテールを抜去する可能性がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
13 排便管理 (注)いずれか一つを選択 (1) 消化管ストーマ (2) 摘便、洗腸 (3) 浣腸	□ 5点	□	□	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) それ以外の場合
	□ 3点	□	□		
	□ 3点	□	□	症量が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性 が高い場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(2点) それ以外の場合
14 痊撲時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 (注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合					直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(2点) それ以外の場合

14項目の基本スコアと見守りスコアの合計が医療的ケアスコアとなる。